

平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に伴う
取引参加者規程施行規則の一部改正について

2015年5月22日
株式会社大阪取引所

当社は、取引参加者規程施行規則の一部改正を行い、5月29日から施行します（詳細につきましては、別添の規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第44号）における「金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加」*を踏まえ、当社においては、取引参加者の管理を適切に行うため、取引参加者が当社に報告する事項を法改正に沿って一部改正するものです。

なお、今回の改正は、パブリック・コメント手続きの運用方針に定める技術的な改正に該当するため、パブリック・コメントの手続きは実施しておりません。

以 上

* 金融商品取引業等の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業等の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から5年を経過しないことを拒否事由に加える。